



職員の懲戒処分を行いました

諸手当（通勤手当、扶養手当）の不適正受給をした職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和元年(2019年)5月31日（金）

2 被処分者・処分内容等

所属・職種等 県立病院 看護師 男性（50代）

処分内容 減給（60分の1 1月）

※平均賃金1日分の2分の1に相当する額を6月給与から減ずるもの（労働基準法第91条による。）

3 処分事案

被処分者は、平成26年7月に勤務先近郊へ転居し、その報告及び届出をする機会が数次にわたりあったにもかかわらずこれを怠り、平成30年11月までの4年5月にわたり通勤手当約80万円を不正に受給していた。

また、扶養親族としていた子が要件を欠いたにもかかわらず、減員の届出を怠り、毎年実施する現況確認の際にも必要書類を提出しなかったため、平成25年10月から平成27年3月までの1年6月にわたり扶養手当等約25万円を不正に受給していた。

4 指導上の措置

当該処分事案について、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたため、以下のとおり指導上の措置を行った（処分日と同じ日）。

病院長 厳重注意

事務部長 厳重注意

地方独立行政法人長野県立病院機構 本部事務局
事務局長：蔵之内 充
人事課長：田中 健司（担当）
電話：026-235-7156（直通） 内線 2625
FAX：026-235-7161
E-mail：honbu@pref-nagano-hosp.jp